

秦野市ごみ処理基本計画の改定について

資料 2

1 ごみ処理基本計画の概要

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下廃掃法）という。）第6条第1項及び「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第8条第1項の規定に基づき策定しており、秦野市総合計画（はだの2030プラン）の下位計画として位置付けました。

本計画は、平成29年度を初年度とし、令和13年度を最終目標年度とした15年間の計画であり、策定から5年目に当たる令和3年度（令和4年3月）に中間見直しを実施しました。

また、策定から10年目となる令和8年度は、令和13年度に向けたごみ処理行政の方向性と施策を示すために、見直しを実施するものです。

2 見直しのスケジュール

年度	月	主な予定	内容
8年度	6	組成分析調査④（夏）	
	7	計画改定に向けた推計値の整理（委託）	
	8	第1回廃棄物対策審議会	・委員委嘱（団体推薦） ・ごみ処理基本計画の改定スケジュール及び改定予定項目確認
	10	第2回廃棄物対策審議会	・組成分析調査結果及びごみの推計量を踏まえ、改定素案について審議及び諮問
	11	定例部長会議へ報告	
		政策会議へ報告	
		議員連絡会へ報告	
	12	パブリックコメント	
	2	第3回廃棄物対策審議会	・パブリックコメントを踏まえて審議及び答申
	3	改案	
▼令和8年度の廃棄物対策審議会 可燃ごみ組成分析調査に基づくごみの推計量を踏まえ、計画案に対する			

意見を求めます。

3 更新や変更を検討している事項

(1) 第1章 計画の策定に当たって

人口等の基礎データの更新

(2) 第2章 ごみ処理の現状と課題

ア 第1節 ごみの排出量、組成割合、処理経費等の実績値の更新及び容器包装プラスチックに加え、「製品プラスチック」の項目を追加
なお、組成分析については二市組合が外部委託しています。

イ 第2節 1 進捗状況

未着手の事業

1 家庭ごみ有料化に向けた具体的な条件の検討

現状においても可燃ごみ量が計画値を下回っているため、有料化導入の検討は行わない予定のため、未着手のままとします。

2 粗大ごみ処理手数料の見直しに向けた具体的な検討

一般廃棄物処理手数料の改定に合わせて見直しを実施し、料金は据置くことしましたが、大きさによる点数計算の変更を実施しました。今後も現状に合わせた検討を行うため、実施中とします。

3 栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用を考慮した埋立方法の検討
令和5年をもって埋立が終了しておりますが、今後も二市組合と連携していく必要があるため、実施中とします。

4 リサイクル対象品目の変更に対する迅速な対応

令和7年度から容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を開始したため、完了した事業とします。

5 家庭から出る医療系廃棄物の回収システムの構築

医療系廃棄物については、現状処方された薬局に相談するよう呼びかけを行っていますが、システム構築には至っていないため、未着手のままとします。

完了した事業

1 災害廃棄物等処理計画の見直し

令和7年3月に神奈川県が被害想定が更新されたことに伴い、計画を見直します。

ウ 第2節 3-(1)、(6)、(7) 伊勢原清掃工場に関する記載の変更

エ 第3節 関連計画及び調査の確認、更新

(3) 第3章 人口とごみ量の将来予測

人口、ごみ量、焼却対象量の推計値の更新

なお、将来推計については二市組合が外部委託しています。

(4) 第5章 個別施策についての検討

ア 第1節5-1 製品プラスチックの資源化の削除

イ 第2節1-2 伊勢原清掃工場に関する記載の変更

ウ 第2節2-4 ごみ処理広域化の検討についての項目を追加

エ 第2節3-1 一般廃棄物処理手数料の変更

オ 第2節4-1 伊勢原清掃工場に関する記載の変更

カ 第2節6-1 栗原最終処分場に関する記載の変更

キ 第4節1-5 集団資源回収の削除

ク 第4節2-3 集団資源回収の削除

ケ 第4節3-3 資源物回収協力店の確認

コ 第4節5-5 国、県等への要望事項の精査

4 新たに追加を検討している事項

(1) 食品ロス計画について

令和4年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」が策定され、本市でも可燃ごみ減量に向けて、食品ロスを削減する必要があることから、食品ロスについての記載を盛り込む予定です。

(2) 収集運搬業許可及び処分業許可の総量規制について

現在本市では、収集運搬業許可及び処分業許可を新規に出していませんが、根拠となる記載がないことから、総量規制について検討します。

(3) 遺品整理（片付け業）の例外措置について

遺品整理（片付け業）における例外措置は、現在明確な記載がないため、例外措置に関する記載を明記するかどうか検討します。

(4) 「蛍光灯など」の呼称について

現在本市では、蛍光灯、乾電池、水銀式体温計、水銀式血圧計、使用済みライター及びスプレー缶を「蛍光灯など」として分別、収集を行っています。令和9年度までに蛍光灯の製造、輸出入が終了することに伴い、呼称の変更を検討しています。例)「危険物」など

(5) 「リチウムイオン電池類」の扱いについて

リチウムイオン電池等の小型充電式電池について、現在は「小型家電」として他の小型家電と同様の処理をしていますが、「リチウムイオン電池類」を独立した分別区分にすることを検討します。

(6) ごみ処理広域化について

国からの通知により、持続的な適正処理や環境負荷の低減のため、ごみ処理施設を複数自治体で集約し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進していくこととなっています。はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場の耐用年数や周辺自治との関係も考慮し、検討を進めていきます。